

流域治水の進め方【大阪府】

資料3
(情報提供)

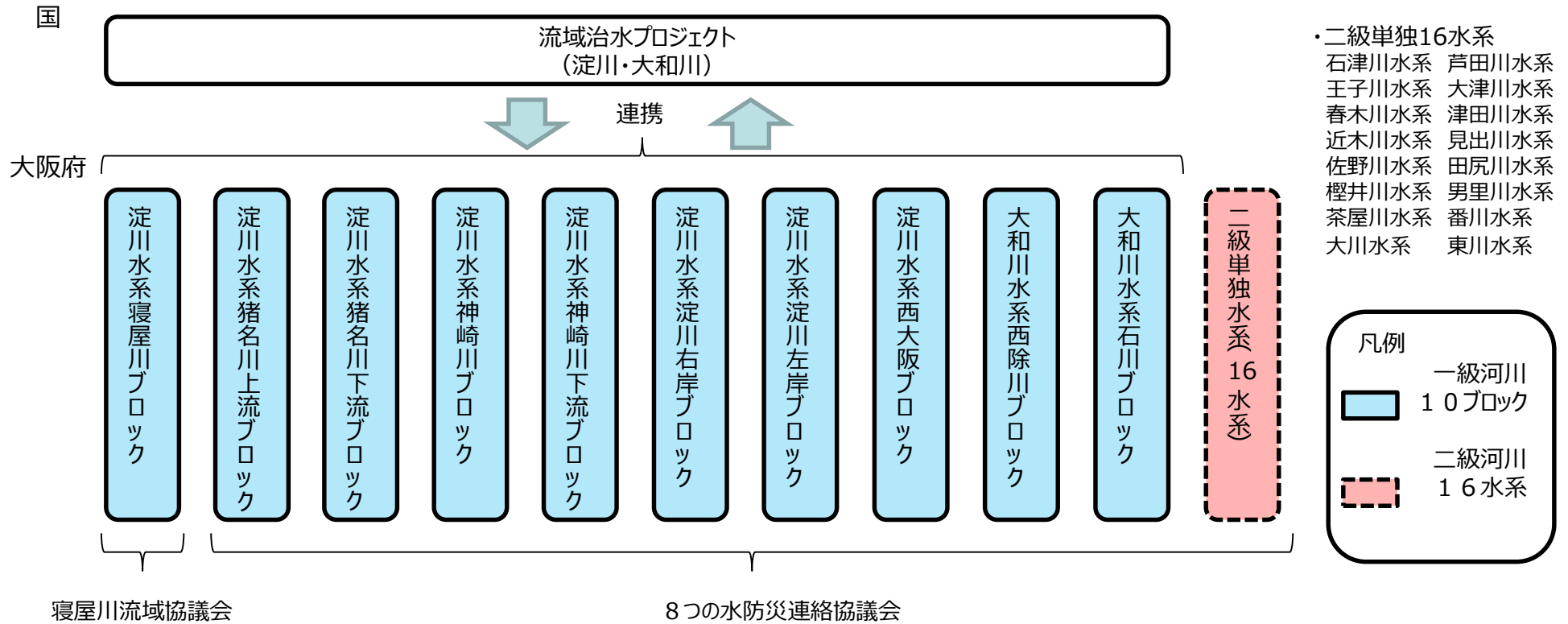
(1) 流域治水の推進

水防災意識社会の再構築を一步進め、取組のさらなる強化を行うために、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」への転換を推進すること、また、流域治水を計画的に推進していくために、「流域治水プロジェクト」として策定・公表することが通知された。

(2) 大阪府の取組

河川整備計画単位の一級河川10ブロック、二級河川16水系毎に「流域治水プロジェクト」を作成し、既存の協議会(※)を活用して流域治水を推進していく。

※水防法第十五条の十に基づき、8つの地域で行っている水防災連絡協議会、特定都市河川浸水被害対策法に基づき行っている寝屋川流域協議会

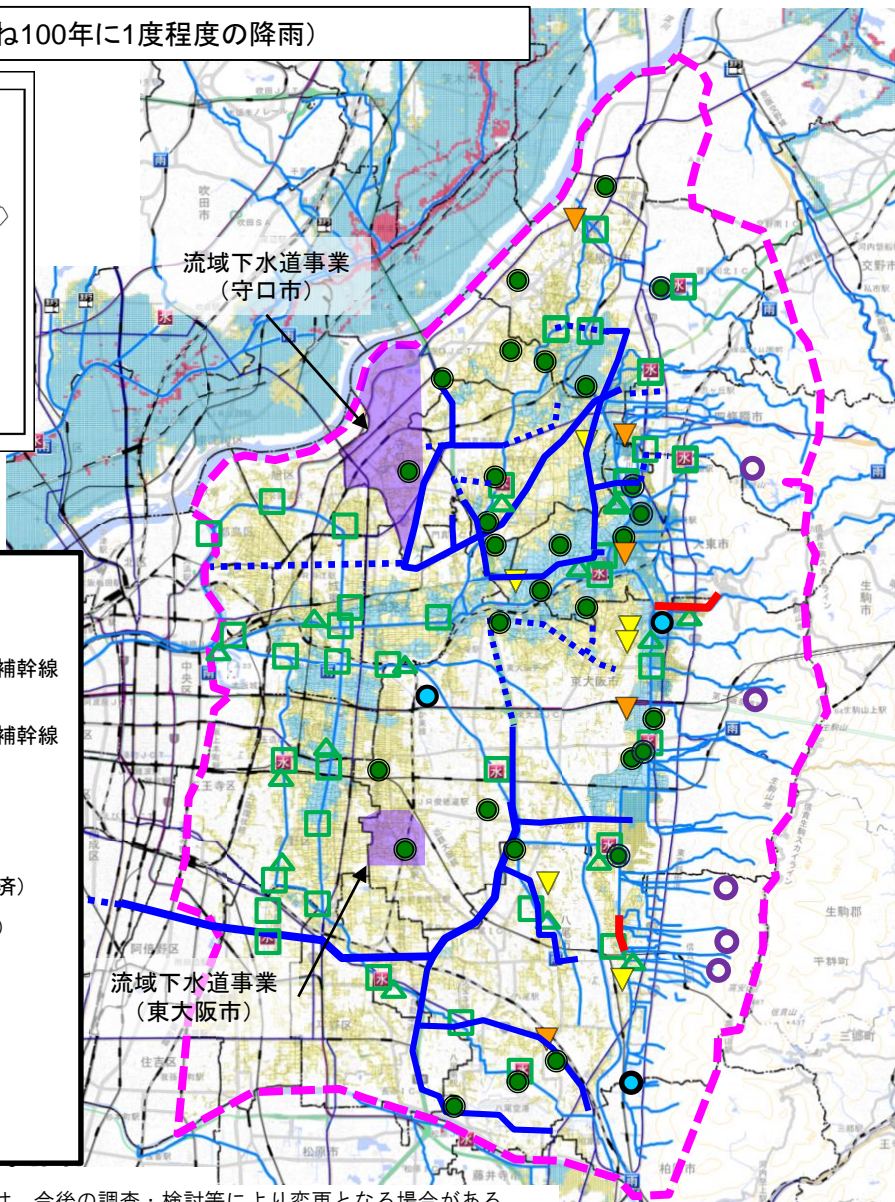
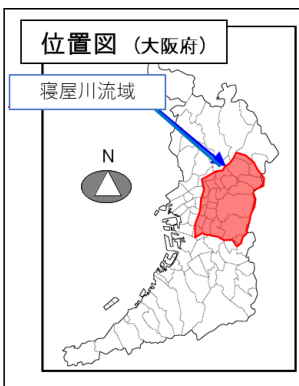


・ブロック毎に各取組を示した流域図を作成し、**河川毎のリスクに応じたきめ細やかな対策を実施**していく。

・各取組の内容及び進捗状況について、**国の流域治水プロジェクトと密に連携**を行い、進めていく。

○寝屋川ブロックでは、河川改修、地下河川、下水道増補幹線、遊水地、流域調節池、流域対策等、下水道管理者や流域市と連携し総合治水対策を実施します。

現在の洪水リスク(概ね100年に1度程度の降雨)



- 凡例
- 河川改修
 - 地下河川・下水道増補幹線 (整備済)
 - 地下河川・下水道増補幹線 (計画)
 - 貯留施設 (整備済)
 - 貯留施設 (計画)
 - ▼ 雨水貯留施設 (整備済)
 - ▼ 雨水貯留施設 (計画)
 - 公共下水道事業
 - ▲ 河川カメラ
 - 水位計
 - 砂防堰堤等
 - 流域界

■河川・下水道などにおける対策

- 対策内容
- ・河川改修、地下河川、下水道増補幹線、遊水地、流域調節池等【府】
 - ・河川改修、流域下水道【市】

■流域における対策

- 対策内容
- ・砂防事業【府】
 - ・校庭貯留などの雨水貯留施設【市】
 - ・ため池活用【市】
 - ・土砂災害特別警戒区域内における既存住宅に対する補助制度
 - ・土地利用誘導(立地適正化計画の見直し等)

■ソフト対策(大阪府水防災連絡協議会の「地域の取組方針」に定める内容を反映)

- ①情報伝達、避難計画等に関する事項
 - ・ホットラインの構築(洪水・土砂)【府、市】
 - ・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(広域タイムライン)(洪水)【府・市・民間】
 - ・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(市域タイムライン)(洪水・土砂)【市】
 - ・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(コミュニティタイムライン)(洪水・土砂)【市】
 - ・隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等【府・市】
 - ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施(水害・土砂災害)【府、市】
- ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等
 - ・想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府】
 - ・基礎調査の実施と公表と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定【府】
 - ・水害ハザードマップの改良、周知、活用(洪水・土砂)【府、市】
 - ・災害リスクの現地表示【府、市】
 - ・防災教育の推進【府、市】
 - ・共助の仕組みの強化、地域防災力の向上のための人材育成【府、市】
 - ・住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進【府、市】
 - ・応急的な退避場所の確保【市】
 - ・水防団体での連携、協力に関する検討【府・市】
 - ・市町庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実【府・市】
 - ・市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電機等の整備)【市】
 - ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善【府、市】
 - ・浸水被害軽減地区の指定【府、市】
 - ・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保【府・市】
- ③減災・防災に関する国の支援
 - ・水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援【府】
 - ・補助制度の活用【市】

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。